

森トラストグループ贈収賄防止方針

私たち森トラスト株式会社およびそのグループ会社（以下「森トラストグループ」といいます）は、「森トラストグループ贈収賄防止方針」（以下「本方針」といいます）に基づいて、贈収賄およびその疑いのある行為ならびに不適切な利益の授受・供与の防止に取り組んでまいります。

本方針は、自らに適用される国内外の贈収賄に関する法令・規則等（以下「贈収賄禁止法令等」といいます）を踏まえ、森トラストグループの贈収賄防止に関する方針を明確することを目的に策定しています。

本方針は、森トラストグループのすべての役員・従業員（派遣社員を含むすべての社員。以下単に「役職員等」といいます）に適用されます。なお、森トラストグループの中には、事業内容等を踏まえ独自の贈収賄防止方針を定めているグループ会社があり、当該グループ会社については、当該グループ会社独自の方針が適用されるものとします。

1 贈収賄禁止法令等の遵守

役職員等は、自らに適用される贈収賄禁止法令等を遵守します。

2 利益の供与の禁止

役職員等は、国内外を問わず、適用を受ける贈収賄関連法令等に違反する場合もしくは不正な意図に基づく場合または社会通念上妥当な範囲を超えると判断する場合は、公務員またはこれに準じる者（以下「公務員等」といいます）に対する金銭その他の利益（スマートフォンシリティーペイメント等の名称を問わず、公務員等に対する通常の行政サービスに係る手続の円滑化のための少額の支払いを含みます）の供与およびその申出・約束（以下総称して「贈収賄行為」といいます）をしません。

3 会計記録の管理

役職員等は、公務員等に対する支払や経費の負担等を行う場合、定められた社内手続を経て行います。また、支払内容・負担内容の適切な事後確認を行います。

4 第三者への対応・リスク評価

役職員等は、第三者を通じて、贈収賄行為をしません。特に、エージェント等を起用する場合または合弁事業・M&A等を実施する場合、贈収賄リスクの観点を含む評価を行い、誠実かつ信頼するに足る相手とのみ取引を行います。また、そのリスクに応じて、適切な贈収賄防止措置をとります。

5 教育・研修

森トラストグループは、贈収賄行為の発生を未然に防止するために、すべての役職員等に対して、本方針のほか、企業理念等を共有し、継続的に贈収賄防止に関する教育や研修を実施してまいります。

6 違反時の措置

森トラストグループは、役職員等が贈収賄禁止法令等または本方針に違反する行為を行った場合、各社が別途定める就業規則等の懲戒規定等に従い、懲戒処分等の厳正な措置を講ずるものとします。

7 推進体制・窓口

(1) 推進体制

森トラスト株式会社では、総務人事本部総務人事部法務・コンプライアンスグループが内部統制の体制構築に関する業務や業務執行上の法令遵守に係る対応支援等の業務を行っており、贈収賄防止の取組みについては、同グループがグループ各社の関係部署と連携して推進してまいります。

(2) 通報窓口・相談窓口

森トラスト株式会社では、法令違反等に関して、内部通報窓口を通じて、相談・通報が可能です。本窓口は、森トラスト株式会社の役員・社員、相談役・顧問、パート・アルバイト、グループ会社からの出向者等も利用できます。

受け付けた相談については、内容に応じて調査、事実確認等を行ったうえで対応し、職場環境の改善等を図っています。森トラスト株式会社総務人事本部総務人事部法務・コンプライアンスグループが受付窓口となっており、相談・通報者のプライバシー保護、情報の機密性の保持、相談・通報者が本制度を利用したことにより不利益を被ることを防止し、通報内容に関連するグループ会社のコンプライアンス担当部署と連携して対応しています。

以上

2025年10月23日 制定

森トラストグループ

株式会社森トラスト・ホールディングス

代表取締役社長 伊達 美和子